令和４年６月

【 意図しない電力会社の変更契約に注意 】

【相　談】

電力会社から｢電気料金の振込口座が変わります。検針票を用意して｣と電話があった。相手が契約番号を正しく読み上げたので、契約中の電力会社と思っていたが、後日、契約書が届き、別業者と電気の切替え契約をしていることが分かった。解約したい。

【アドバイス】

一人暮らしの高齢者からの相談で、契約書類を持参してもらい確認すると、ちょうど契約日より８日目であり、クーリング・オフについて記載されていたので、すぐに事業者に電話で問い合わせを行いました。

電話勧誘の際に、要件を「振込口座の変更」と告知していたのに、本人の了承なく「電気の切り替え契約」が行われたことは問題であり、解約を行いたい旨伝えたところ、｢この電話で解約を受ける｣との返答がありました。

２０１６年に電力の小売りが自由化され、電力会社や料金メニューが自由に選べるようになり、電気に関するさまざまな事業者からの勧誘に関する相談が増えています。中には、断られても居座ったり、ウソの説明を行ったりといった強引な方法で契約に誘導する代理店もあるようです。このような行為は、法律で禁止されており、クーリング・オフの期限が過ぎていても、契約の取消しが可能な場合があります。諦めずに、まず相談しましょう。

今回は、不審に思った相談者自身が、書類の確認や来所の送迎について、周囲の方に協力を仰ぎ、積極的に行動することで解決にたどりつきました。不審な訪問や電話勧誘で困った時は、分からないままに一人で悩まず、ご家族や周りの方に相談しましょう。一緒に、最寄りの消費生活センター等へ相談をしていただくと安心です。

**消費者ホットライン　　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。**